

3 消安第 4019 号
令和 3 年 10 月 28 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

北海道旭川市で発見された死亡野鳥から A 型鳥インフルエンザウイルスが検出された事例の病原性確定について (H5 亜型、低病原性)

日頃より、我が国の家畜衛生の推進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。
このことについて、別添のとおり都道府県家畜衛生主務部長宛て通知いたしましたので、御了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いただきますよう御協力をお願いします。

(写)

3 消 安 4 0 1 9 号
令和3年 10 月 28 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

北海道旭川市で発見された死亡野鳥から A 型鳥インフルエンザウイルスが検出された事例の病原性確定について (H5 亜型、低病原性)

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

先般、「北海道旭川市で発見された死亡野鳥から A 型鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について」(令和3年 10 月 26 日付け 3 消安第 3972 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)により、今年度国内初の野鳥における A 型鳥インフルエンザウイルス検出事例についてお知らせしたところです。本日、当該ウイルスについては、追加の検査により、H5 亜型低病原性鳥インフルエンザウイルスであることが確認されましたのでお知らせします(別添の環境省プレスリリースを参照)。

御承知のとおり、病原性にかかわらず、H5 亜型鳥インフルエンザウイルスの飼養家さんへの感染が確認された場合には、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、殺処分等の防疫措置により、まん延防止対策を実施する必要があります。上述の通知でもお願いしたところですが、各都道府県におかれましては、畜産関係者に対し、このことについて情報提供するとともに、家さん飼養者への飼養衛生管理基準遵守の指導及び迅速かつ円滑な初動対応体制の確認を実施いただきますようお願いいたします。

なお、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイト(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>)にて随時提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただきますようお願いいたします。

【担当】

農林水産省消費・安全局
動物衛生課防疫企画班
青山、田中、中島、石川
Tel:03-3502-8292

北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 遺伝子検査陰性について

令和3年10月28日（木）

<北海道同時発表>

北海道旭川市で令和3年10月26日（火）に回収され、簡易検査で陽性となったマガモ1羽の死亡個体について遺伝子検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった（陰性）旨の報告がありました。
このため、令和3年10月26日（火）に指定した野鳥監視重点区域を解除します。

1. 経緯

- 10月26日（火）
- 北海道旭川市で、北海道上川総合振興局がマガモ1羽の死亡個体を回収
 - 2羽は損傷が激しく簡易検査が困難であったため、損傷の少ない1羽についてA型鳥インフルエンザウイルス簡易検査を実施したところ、陽性反応を確認
 - 回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 10月28日（木）
- 北海道大学において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった
 - ※ H5亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたが、高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった
 - 10月26日（火）に指定した野鳥監視重点区域を解除

※ 野鳥はA型インフルエンザウイルスの自然宿主であり、低病原性の鳥インフルエンザウイルスや他の亜型のインフルエンザウイルスが検出されることもある。そのため、低病原性鳥インフルエンザウイルス検出時には、野鳥の監視の強化までは求めていない。

※ 検査結果については、農林水産省を始め関係機関との迅速な情報共有を行っている。

2. 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル※については「対応レベル1」とし、引き続き全国での野鳥の情報収集及び監視を行います。

※「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」において、対応レベルの設定は、以下を基本とすることとしています。

対応レベル1	発生のない時（通常時）
対応レベル2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

ただし、近隣国発生情報等により、国内での発生状況に関わらず、対応レベルを上げることもあり得ます。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれは、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
直通	03-5521-8285		
代表	03-3581-3351		
室長	東岡 礼治	(内線 6470)	
補佐	村上 靖典	(内線 6675)	
係長	庄司 亜香音	(内線 6473)	
担当	宮澤 結有	(内線 6477)	